

## 日野町監査委員告示第12号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和5年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年7月14日

日野町代表監査委員 東 源一郎

### 定期監査結果

1. 監査日時および  
監査場所 令和5年7月13日（木）午前10時30分～午前11時50分  
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 上下水道課
4. 監査対象  
主たる監査事項 上下水道課の分掌する事務全般および次の事項について  
○令和4年度未納金徴収実績（水道使用料、公共下水道および農業集落排水使用料、公共下水道受益者負担金）について  
○上水道施設等の耐震化・老朽化対策について
5. 監査手続 令和5年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 5月31日現在の未収金状況については前年度の同時期と比較すると水道使用料および下水道使用料が微増しているものの継続して徴収に努力されている。近年は特定の住宅に複数人が入れ替わり立ち替わり居住する事案が多くみられるようになり対応に苦慮されている。このことは税や他の料金でも同様の事案があることから日野町町税等滞納対策会議において庁内の横断的な連携体制により効果的な対策を研究されたい。  
上水道施設の耐震化については口径 150mm以上の配水管本管の耐震化率 17.31%である。安心・安全な水の安定供給のためには老朽管路の更新・耐震化は急務であるが、水道事業収支を見極めながら進めなければならず難しい面は否めない。現在、重要な管路を優先させて耐震化が進められている。引き続き、国庫補助金等の財源確保にも努め、計画的に進められたい。  
なお、上水道・下水道施設の維持・管理には専門的な知識と技術が必要であり、それらを継承していくために技術職員の確保・育成を図られたい。併せて、過度な負担が掛からないように一部業務の外部委託などの工夫も検討願いたい。